

岩手県告示第 227 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 3 月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片畑	下閉伊郡岩泉町岩泉（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
中野 2 号	下閉伊郡岩泉町小本（別紙図面のとおり。）	〃	〃
小本	〃	〃	〃
小屋敷の沢	下閉伊郡岩泉町岩泉（別紙図面のとおり。）	土石流	該当なし。
小屋敷の沢 2	〃	〃	別紙図面のとおり。
小屋敷の沢 3	〃	〃	該当なし。
沢廻の沢	〃	〃	別紙図面のとおり。
サンゴク沢	〃	〃	〃
南中野の沢	下閉伊郡岩泉町小本（別紙図面のとおり。）	〃	〃
下中野の沢	〃	〃	〃
下中野の沢 2	〃	〃	〃
下中野の沢 3	〃	〃	〃
小本の沢	〃	〃	〃
小本の沢 2	〃	〃	〃
小本の沢 3	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び宮古地方振興局岩泉土木事務所並びに岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。